愛 玩 動 物 看 護 師 法 の 制 定 と 今 後 の 取 組 み --チーム獣医療の連携推進に向けて (V)--

愛玩動物看護師法の運用における獣医師及び獣医師会の役割と国民の期待

境 政人 (公社) 日本獣医師会副会長兼専務理事)



令和元年6月28日,愛玩動物 看護師法が公布された.小動物獣 医療分野において,愛玩動物看護 師は獣医師が診療業務を行う上で 不可欠な存在となっている.愛玩 動物看護師法の制定により愛玩動 物看護師の診療補助業務が法的に 確立されたことから,高度かつ専

門的なチーム獣医療の提供に一層貢献できることになる。

標題の「愛玩動物看護師法の制定と今後の取組みーチーム獣医療の連携推進に向けて一」については、既に(I)~(N)において、愛玩動物看護師法の概要、新法制定までの経緯、関係団体が取り組むべき課題等について、それぞれの立場から詳細に紹介されている。したがって、本稿では主に日本獣医師会の取組み、診療補助業務の範囲と小動物獣医療現場での対応の考え方、獣医師及び獣医師会に期待される取組み等について、筆者の考えを含めて概説する。

1 愛玩動物看護師法の成立までの経緯

(1) 日本獣医師会の活動経過

日本獣医師会は、昭和62年に「AHT (Animal Health Technician)制度検討委員会」を設置してAHT 認定システムの検討を開始して以降、30年以上にわたり動物看護師の公的資格化について検討してきた。この間、平成21年には日本動物看護職協会、平成23年には動物看護師統一認定機構の設立に当たって、関係者間の調整役として支援活動を主導してきた。

特に、平成23年には本会の「動物看護職制度在り方検討委員会」において、民間の動物看護師認定主要5団体、動物看護師養成機関、日本動物看護職協会及び地方獣医師会関係者等による動物看護師の公的資格化に向けた法整備等に関して、次の3項目についての基本合意が

成立した.

- ① 教育課程の高位斉一化と、民間資格認定の統一的 実施による「認定動物看護師制」への移行
- ② 新たな公的資格制度の創設に向けての法整備(動物看護専門職としての業務範囲の明確化,業務の範囲に見合う人材養成条件の整備,国家試験による免許の付与)の要請活動
- ③ チーム獣医療提供のための獣医師と動物看護師等の獣医療補助者との役割分担と連携による獣医療の質保証と、獣医療専門職としての処遇の確保・就業環境の整備

この基本合意を受けて、平成24年に民間の動物看護職認定主要5団体が共同して統一試験を行い、合格者が動物看護師統一認定機構により認定動物看護師として認定された。平成25年からは動物看護師統一認定機構による全国統一試験が実施されている。

(2) 要請活動等による成果

ア 農林水産省における「小動物獣医療に関する検討会」(平成17年)、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」(平成22年)及び「口蹄疫対策検証委員会報告」(平成22年)において、「動物看護師に必要な知識・技能の高位平準化、動物看護師資格の制度化等について検討すること」が明示された。

イ 国会等における「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の附帯決議(平成23年)、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の附帯決議(平成24年)及び「衆議院議員選挙における与党のマニフェスト」(平成29年)において、「動物看護師の将来的な国家資格化に向けた検討」が盛り込まれた。

ウ さらに、「超党派 愛がん動物を対象とした動物 看護師の国家資格化を目指す議員連盟」が設立(平成 31年2月)され、「愛がん動物看護師法(仮称)」を議員

† 連絡責任者:境 政人(公社)日本獣医師会)

〒 107-0062 港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階

☎ 03-3475-1601 FAX 03-3475-1604 E-mail: masato_sakai@nichiju.or.jp 立法により成立させることとされたことを受けて、令和元年6月13日衆議院本会議及び6月21日参議院本会議において「愛玩動物看護師法」が全会一致で可決成立した.

2 愛玩動物看護師法の運用についての検討

愛玩動物看護師法に規定する愛玩動物看護師の養成に必要な科目,国家試験及び予備試験,愛玩動物看護師に求められる役割,知識及び技能等について検討するため,農林水産省及び環境省が事務局を務める「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」が設置された.本検討会は,令和2年8月24日に第1回が開催され検討が開始された後,12月14日に第4回が開催され,令和3年3月22日に第5回検討会が開催される予定である.本検討会における検討事項の中で,特に獣医師及び獣医師会として関心が高い愛玩動物看護師に認められる診療補助業務の範囲等に関する検討状況について紹介する.

(1) 愛玩動物看護師法における規定

愛玩動物看護師法第2条第2項において、「『愛玩動物看護師』とは、主務大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、獣医師の指示の下に行う愛玩動物の診療の補助、疾病・負傷愛玩動物の世話その他の看護、愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう」と定義されている。

また、業務については、同法第40条第1項において、「愛玩動物看護師は、獣医師法第17条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる(診療の補助業務の独占)」と規定されるとともに、同法第41条において、「愛玩動物看護師は、その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない」と規定されている。

なお、愛玩動物看護師法は国会議員によって法律案が 発議され,成立した議員立法である.本法案は衆議院及 び参議院の環境委員会で審議されたが、その質疑におい て、「今回の法案は、特定動物や産業動物ではなく、何 故愛玩動物に限っているのか.」との質問がなされた. これに対し、法案提出議員からは「愛玩動物の飼い主は、 飼養している愛玩動物の看護等について、必ずしも十分 な知識,経験等を有しているとは限りません.そのため, 愛玩動物の看護及び飼い主等に対する助言その他の支援 について、専門的知識を有する愛玩動物看護師の資格の 制定が必要になってきております。これに対して、産業 動物については、畜産業者等が産業動物等の飼育に関し て一定の知識、経験等を有していることが多いと考えら れ、産業動物等の看護師についての具体的な要望は、現 時点では上がっていないものと承知しております. 特定 動物や実験動物についても、現時点では要望がないもの と承知しております.このようなことから,愛玩動物看護師の業務の対象は愛玩動物に限ることとさせていただきました.」と答弁されている.

(2) 社会から求められる愛玩動物看護師の役割,知識 及び技能

ア 日本獣医師会における検討の視点

現在の少子高齢化社会において、愛玩動物は国民生活においてわが子と同様に家族の一員として不可欠な存在となっている。このため、愛玩動物の飼い主をはじめとした国民が小動物臨床現場に期待する獣医療水準は、人の医療と同等水準のものとなっている。

人の医療では国家資格としては医師のほかに,看護師,保健師,助産師,薬剤師,診療放射線技師,臨床工学技士,臨床検査技師及び救急救命士があり,そのほかにも多様な民間資格者が支援する体制が整備されている.一方,小動物獣医療における国家資格者は,長年にわたり獣医師法に基づく獣医師のみであり,国民が期待する高度な診療は獣医師のみが背負わざるを得ない状況となっていた.

このため、小動物臨床現場では小動物病院の64%が1人獣医師で運営されていることもあり、民間資格である認定動物看護師等に診療補助業務を依存せざるを得ない実態があった。

しかし一方では、認定動物看護師等が診療行為を業として行った場合には、それが獣医師の監視・指示の下であるか否かにかかわらず獣医師法第17条違反(無免許獣医業罪)になると同時に、その指示を行った獣医師についても、無免許獣医業罪の共同正犯、教唆犯または幇助犯となるおそれがあった。

共同正犯 (刑法第60条):二人以上が共謀して犯罪を実

行した者

教 唆 (刑法第61条):まだ犯意を生じていない他

人をして一定の犯罪を実行す る意思を生じさせる行為

幇 助 (刑法第62条): 実行行為以外の行為をもって

正犯に荷担する行為

今回の愛玩動物看護師法の制定は、やむを得ない事情があるにせよ、このような小動物臨床現場の実態に鑑み、国民が期待する高度な獣医療が合法的に提供される条件整備を目的として実現されたものであり、国民及び獣医療関係者の愛玩動物看護師法に対する期待は極めて ナキい

このような愛玩動物看護師法の制定の趣旨を踏まえ、 愛玩動物看護師の役割、知識及び技能については以下の 事項が期待される.

(ア)「診療の補助(愛玩動物看護師のみ実施可能)」 については、小動物臨床現場における獣医師を除く 唯一の国家資格者として、人医療の看護師と同等の 範囲にとどまらず、保健師、助産師、臨床検査技師、 救急救命士等が実施可能な広範な診療補助業務を実 施し、国民が期待する高度なチーム獣医療の提供体 制の確立への主体的な貢献

- (イ)「疾病・負傷愛玩動物の世話その他の看護」については、人医療のように看護師、保健師等の独占業務に規定されていないことから、愛玩動物看護師以外のスタッフとの適切な役割分担の下、獣医療専門職としての傷病動物に対する適切な世話・看護、臨床検査等の業務
- (ウ)「愛玩動物の愛護及び適正飼養」については、人と動物の共生に必要な基本的なしつけ、動物のライフステージに合わせた適正な栄養管理、動物に対する日常の手入れやグルーミングをはじめ高齢動物に対する安全な生活環境の提供等に資する支援。このほか、動物介在教育(AAE)、動物介在活動(AAA)及び動物介在療法(AAT)における技術提供及び指導、動物飼養の困難者(高齢者)等に対する飼育支援及び技術提供、災害発生時における被災動物の適正飼養や保管・管理のための技術的な支援及び災害派遣獣医療チーム(VMAT: Veterinary Medical Assistance Team)の構成員としての同行避難の指導や初期救護活動

イ 検討会における基本的な考え方

- (ア) 愛玩動物看護師に期待される診療の補助業務については、さまざまな業務を高いレベルで実現できること、安全第一なサービスを責任を持って提供するための正確な知識と技術を備えていること、診療の補助は獣医師の負担軽減ひいては診療の効率化に繋がり、獣医師が診療技術の修得に専念し高度な獣医療サービスを提供することが期待されている.
- (イ) 看護業務については、疾病にかかりまたは負傷 した愛玩動物の世話等を行うものであることから、 然るべき獣医学的知識・技能に基づき行われること 等が求められる。
- (ウ) 愛護及び適正飼養業務については、アの(ウ) のとおり.
- (エ)活動分野にかかわらず求められる業務については、専門的な知識の下、チーム獣医療のメンバーと情報を共有し、飼い主との良好なコミュニケーションを図るための能力とともに、密接な関係にある「診療の補助」、「愛玩動物の看護」並びに「愛護及び適正飼養」のいずれについても必要かつ十分な知識を学習していることが求められる。

(3) 愛玩動物看護師による診療補助業務の範囲

ア 獣医師法第 17 条に規定する飼育動物診療業務の 制限

(「『獣医師法第 17 条に定める飼育動物の診療について(照会)』について」(平成 31 年 4 月 15 日付け地方獣医師会会長宛事務連絡)参照. 日獣会誌 Vol.72, 2019 年 5 月号, $261\sim262$)

獣医師法第17条に規定する「診療」とは、飼育動物の疾病についての診察、診断、治療だけでなく、その他の獣医師の獣医学的判断及び技術をもってするのでなければ飼育動物に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある一切の行為を指すとされている。ただし、診療行為に該当するか否かは、個別具体的な行為ごとに一般の社会通念に照らして判断されるべきものになる。

具体的に診療行為に該当する行為としては、次の例 が挙げられる.

- ① 疾病の診断 (診断書の交付), 治療
- ② 指示書・処方せんの交付
- ③ 採血,注射,放射線照射,麻酔,手術,縫合・抜糸、マイクロチップの装着,投薬等
- ④ 鍼灸 (飼育動物の傷病の診察,診断,治療を行う場合)
- ⑤ 歯垢除去及び歯石除去(出血や疼痛を伴う等飼育動物に危害を及ぼすおそれがある場合)
- 一方, 診療行為に該当しない行為としては, 次の例が挙げられる.
 - ① 動物の保定
 - ② 健康相談, 保健指導
 - ③ 体温測定, 脈拍測定, 呼吸数測定, 血圧測定
 - ④ 血液や尿等の検体の検査及び検査結果の判定
 - ⑤ 爪切り, 耳そうじ, 毛刈り (トリミング), 体 毛・羽毛の洗浄 (シャンプー), 肛門しぼり, ア ロマセラピー, 歯磨き

このような獣医師法のみによる規制は、小動物臨床 現場における診療業務の運用実態とは乖離したものと なっており、早急な改善が求められていた.

イ 日本獣医師会における検討の視点

(ア) 小動物臨床委員会における検討

(「飼育者のニーズに応える小動物獣医療提供を目指して」 (令和元年6月小動物臨床委員会報告)参照)

 による診療行為の例について検討の上で整理し、その結果を表「愛玩動物看護師の業務範囲に関する考え方及びその例示」として取りまとめた。その検討に当たっては、以下の2点に留意した。

- ① これまで動物看護職に許されていなかった診療 行為のうち、動物に危害を加えるおそれの少ない 行為については愛玩動物看護師による診療補助を 可能とする.
- ② 現行の獣医師法の下で動物看護職が行うことが できる業務は、国家資格を有しない者にあっても 継続できることとする.
- (イ) 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会(第2回) への提出意見

令和2年9月28日に開催された第2回検討会においては、表「愛玩動物看護師の業務範囲に関する考え方及びその例示」を提示するとともに、次の意見を提示した。

- ① 小動物臨床現場では、民間資格である認定動物 看護師等が獣医師の指示の下に行ってきた診療補 助行為が、愛玩動物看護師法により合法化される ことへの期待が大きい. この期待に反しないよ う、臨床現場の実態を踏まえた現実的な対応, 即 ち少なくとも認定動物看護師が現場で実施してい る程度の診療補助行為の実施が可能となるよう, できる限り広範なものとする必要がある. 具体的 には、表「愛玩動物看護師の業務範囲に関する考 え方及びその例示」よりも厳しい狭いものとなら ないよう留意する必要がある.
- ② 人の医療では、国家資格として、医師のほかに、看護師、保健師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、救急救命士がある一方、小動物獣医療における国家資格者は獣医師と今回新設される愛玩動物看護師のみである。しかも、小動物病院の64%は1人獣医師で運営されていることに鑑みれば、パートナーとして唯一の国家資格者である愛玩動物看護師の診療補助業務の範囲は、人医療の看護師と同等の範囲にとどまらず他の国家資格者の業務に相当する業務についても、法令上及び安全性上(衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為として)許容される広範なものとすることが、国民が求める適正なチーム獣医療の提供体制の確立のためには不可欠である。
- ③ 獣医師の指示のあり方については、獣医師が自らの診察に基づき、その場で愛玩動物看護師に具体的な診療の補助内容を指示することが原則である。しかし、獣医師が過去に診察したことのある動物であって、オンライン、電話、FAX等によ

り診断が可能な場合に、愛玩動物看護師に診療の 補助内容を電話等で指示することも可能とすべき である(獣医師法第18条の運用参照). なお、臨時 応急の手当については、獣医師の指示がない場合 であっても愛玩動物看護師が診療行為を行うこと は可能とする必要がある(保健師助産師看護師法第 37条参照).

ウ 検討会における基本的な考え方

第2回及び令和2年10月19日に開催された第3回検討会において、以下の検討が行われた。

- (ア) 愛玩動物看護師の診療補助業務の具体的な例として、以下の業務が求められるとされた。なお、各事項内に表の A 獣医療補助者の一般業務または B 愛玩動物看護師の診療補助業務(独占業務)の区分を想定により追記した。
 - ① 窓口業務として、飼育者からの問診事項の聴取 B、飼育者への説明(ワクチン、フィラリア予 防等)Bを行うこと。
 - ② 処置業務として,動物の保定 A, 患部処置(洗 浄・消毒,包帯)B, 内用薬の投与B, 外用薬 の塗布 B, 輸液剤の注射B, 歯科処置の補助B, マイクロチップの装着B及びリハビリテーショ ンの補助 A を行うこと.
 - ③ 検査業務(検査結果に基づく診断は除く.)として、検体(血液、尿、便、粘膜スワブ、体表組織等)を採取 A B し、検体検査 A を行うこと。また、生理検査(心電図、心音図、超音波検査) B を行うこと.
 - ④ X線検査業務として,検査準備 A 及び必要な放射線防護措置を講じた上での保定 A を行うこと.
 - ⑤ 入院業務として,入院動物への給水・給餌 A, 病状の観察 A,輸液・酸素吸入ラインの管理 B を 行うこと.
 - ⑥ 手術業務として、麻酔時のモニター管理 ® や 獣医師の具体的な指示に基づき麻酔量の調整 ® 等を行うこと。
 - ⑦ 救急救命業務として、獣医師の具体的な指示に 基づき心肺蘇生処置 B を行うこと、獣医師が即 応できない場合等においては、獣医師があらかじ め定めた手順書に従い、心肺蘇生処置 B を行う こと、
 - ⑧ 文書管理業務として,動物看護記録を作成し, 適切に管理 A すること.
 - ⑨ 施設管理業務として,診療機器,診療器具,その他院内設備の衛生管理(滅菌・消毒) A を行うこと.

なお、調剤行為については、薬剤師法第19条の

表 愛玩動物看護師の業務範囲に関する考え方及びその例示

日本獣医師会小動物臨床委員会報告「飼育者のニーズに応える小動物獣医療提供を目指して」(令和元年6月:抜粋)

日本獣医師会小動物臨床会員会報告「則育者のニースに応える小動物獣医療提供を目指して」(令和元年6月:抜粋)			
業務の 内 容	 A 獣医療補助者の一般業務	B 愛玩動物看護師の 診療補助業務	C 獣医師による診療行為の例
	(国家資格を持たない者が,獣医師 法の下で獣医師の指示・監督下で 実施できる業務)	(愛玩動物看護師が獣医師の指示・ 監督下で実施できる獣医療補助業 務)	(獣医師が行う獣医療業務)
全体業務	獣医師及び院内スタッフとの業務 連携院内の衛生管理,環境整備院内設備,備品等の管理	[●医療廃棄物の管理, 記録]	●獣医療全体の管理, 運営, 指導
受付け及 び待合室 業務	●診察受付け ●入院動物への面会対応 ●定期健康診断説明・指導 ●栄養、療法食説明・指導 ●しつけ、適正飼養説明・指導	●ワクチン、フィラリア予防等の説明・指導 ●不妊、去勢に関する説明 ●人と動物の共通感染症に関する説明・指導 [●入退院の説明]	●トリアージ
楽室業務	●医薬品, 医療器具の整理, 在庫管理, 発注	 [●医薬品(毒物,劇薬,等)の整理, 在庫管理] ●薬剤量の計算 ●注射,輸液のための薬剤準備 ●投薬(経口投与)の説明・指導 ●外用薬の使用法の説明・指導 	●薬剤等の処方,分包,調合●麻薬,麻酔薬等の処方,使用,管理
診察室・ 処置室 業務	●身体検査(外観,等) ●聴診(検査),体温測定 ●動物の保定 ●診療機器・器具の整理・管理 ●診療器具,検査用器具の事前準備 ●動物の日常管理(爪切り,肛門嚢 絞り等)	 ●問診やカルテの記載の補助 ●処方に基づく経口投与,外用薬の塗布、薬浴 ●創傷の洗浄,消毒,包帯 ●理学療法(リハビリテーション)の補助 ●歯科処置の補助 ●注射(皮下投与) ●マイクロチップの装着 	●問診やカルテ記載 ●診察及び疾病の診断 ●検査結果の判断と飼い主への説明 ●治療方針の決定及び治療の実施 ●病状、治療法及び予後等の説明 ●ワクチンの接種
入院室 業務	◆入院室、ケージ等の衛生管理 ●動物に対するエサ、水の給与 ●動物の状態の把握及び獣医師への連絡 ●動物の栄養管理 ●身体機能、疼痛のモニタリング及びその連絡・記録 ●動物看護記録の作成と実施	[●入院動物の管理及び獣医師への 連絡] ●輸液や投薬ラインの管理 ●酸素吸入ライン等の管理	入院動物の症状等の判断検査、治療方針の決定治療の実施
検査室業務	 検査材料の採取(自然便からの採便,自然排尿からの採尿等) 血液一般検査,血液化学検査,簡易キットによる血清検査 尿検査 糞便検査 上記の検査結果の記録と獣医師への連絡 検査機器・器具の管理(X線装置を除く) 	 ●静脈採血 ●採便 ●カテーテル導尿による採尿の補助 ●体表を対象とする掻把,穿刺,生検の補助 ●心電図,超音波診断,X線撮影等の検査補助 	●動脈採血 ●体表腫瘍の掻把,体表や体内組織 の穿刺,生検 ● X 線検査 ●造影剤の投与 ●超音波検査等の画像診断とその結 果の説明
手術室業務	●手術室,手術台,手術器具・器材等の準備●動物の毛刈り,消毒	[●設定された手術部位の毛刈り, 消毒] [●動物の術前準備] ●気管挿管の補助 ●吸入麻酔器の操作補助 ●麻酔時におけるモニター管理と記録 ●手術時の器具出し [●術後のバイタルサインのモニタリング] [●疹痛の有無等のチェック] [●動物の状態の確認]	 手術部位の設定及び準備の指示 鎮静薬、麻酔薬の投与及び麻酔全体の管理 手術の実施 術中の輸液、薬剤投与の管理 手術後の処置法、治療法の決定

注: [B] **愛玩動物看護師の獣医療補助業務**」欄の [] で示した業務は、診療行為には該当しないが、愛玩動物看護師が実施することが望ましい業務.

規定に基づき、人医療ばかりでなく獣医療分野も含めて薬剤師の独占業務とされ、獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤することが例外として認められているという法規定に鑑み、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に調剤行為を行うことはできない.

また、X線検査業務については、獣医療法等関係法令の手続が必要であり、獣医療において放射線管理上の問題が多く指摘されている現状に鑑み、愛玩動物看護師に放射線照射の操作を実施させることは適当ではないとされた.

検討会においては、愛玩動物看護師に広範な診療 補助業務を認めることは、獣医師の診療業務に悪影 響が生じるのではないか、また、安全性上問題があ るのではないかとの懸念が示された. しかし、愛玩 動物看護師法の制定によって獣医師法の規定に基づ く診療行為の範囲に変更が及ぶものではなく、ま た. 愛玩動物看護師が担うことが可能な診療補助業 務の範囲を広く認めても、直ちに個々の愛玩動物看 護師の業務範囲が広がる訳ではない. あくまでも, 愛玩動物看護師が実施可能な診療補助業務の具体的 な内容は、獣医師が個別の診療内容に応じて、個々 の愛玩動物看護師の知識・技能や経験を勘案し、決 められた診療補助業務の範囲内で、獣医師の責任と 判断に基づく指示の下で安全性等を担保しつつ行わ れることになり、救急救命時の心肺蘇生処置等を除 き, 愛玩動物看護師が自らの判断で診療補助業務を 行うことはない.

(イ) 愛玩動物看護師が診療の補助を行う際の獣医師の指示については、獣医師の個別具体的指示を基本とし、予め、獣医師による診療計画が立てられている場合や心肺蘇生処置が必要な場合等については、獣医師の個別具体的指示を求めないこととされた.

(4) 国家資格取得者と未取得者の役割

ア 検討会における意見

第1回検討会において、次のような意見が提示された.

- (ア) 国家資格取得者としての愛玩動物看護師と国家 資格未取得者との差別化を図る必要性があるのでは ないか。
- (イ) 衛生管理など専門性が求められるものは愛玩動物看 護師のみが実施できる診療の補助としてはどうか.
- (ウ) 一方, 一般的な業務まで独占業務の範囲とした場合, 国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある.
- (エ) 愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である.
- (オ) 愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において,業務独占については,現行の動物看護師の業

務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することと されている.

イ 日本獣医師会における検討の視点

人の医療と異なり、小動物獣医療においては獣医師と愛玩動物看護師のみで診療業務を実施しなければならず、適正な獣医療業務等の遂行のためには、この両国家資格者以外のスタッフの果たすべき役割も重要である。このため、独占業務としての獣医師の診療行為及び愛玩動物看護師の診療補助業務の範囲自体は現状より広範なものとせず、愛玩動物看護師以外のスタッフが実施できる業務範囲を確保した上で、獣医師、愛玩動物看護師及びその他のスタッフの三者が、小動物臨床現場の実態を踏まえた合理的な役割分担の下で、適正なチーム獣医療提供体制を構築する必要がある。

このような獣医臨床現場で対応可能な現実的な法運用により、愛玩動物看護師法及び獣医師法に規定する「獣医療の普及及び向上」、「動物に関する保健衛生の向上」等の法目的が達成されるとともに、愛玩動物看護師の積極的な雇用と処遇改善の推進及び附帯決議に掲げられた現行の動物看護師や現職スタッフ等の雇用安定にも貢献するものと考える.

ウ 検討会における基本的な考え方

(3)のウの(ア)に検討会の基本的な考え方として愛玩動物看護師の診療補助業務の具体例を記載したが、提示された業務の種類ごとの内容は、日本獣医師会で取りまとめた業務範囲の表の ® 愛玩動物看護師の診療補助業務の内容を概ね包含するとともに、 ¶ 獣医療補助者の一般業務も確保されたものとなっている.

(5) 愛玩動物看護師法第2条第1項の政令で定める動物 ア 愛玩動物看護師法における規定

愛玩動物看護師法第2条第1項において、「『愛玩動物』とは、獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう」と規定されており、犬及び猫のほかに獣医師及び愛玩動物看護師でなければ診療または診療補助を業務としてはならない飼育動物を政令で規定できることとされている.

イ 日本獣医師会における検討の視点

その他政令で定める動物については、獣医師の診療業務の対象とされている飼育動物と同一とする必要がある.したがって、獣医師法第17条の規定に基づき獣医師法施行令第2条に規定する飼育動物(オウム科全種、カエデチョウ科全種、アトリ科全種)が規定されるものと考えるが、現在の診療の実態を踏まえ、ウサギ、フェレット等の追加について検討する必要がある.

ウ 検討会における基本的な考え方

愛玩動物看護師法第2条第1項のその他政令で定める動物については、獣医師法施行令第2条で定める愛玩鳥(オウム科全種、カエデチョウ科全種、アトリ科全種)とされた。

(6) 愛玩動物看護師法のその他の規定

ア 名称の使用制限 (愛玩動物看護師法第42条)

「愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又は これに紛らわしい名称を使用してはならない」と規定 されており、今後における国家資格未取得者に対する 具体的な名称の検討が必要である。

イ 施行期日 (附則第1条)

- (ア) 指定試験機関に係る規定は令和元年12月1日 に施行され,令和2年2月27日付けで一般財団法 人動物看護師統一認定機構が指定された.
- (イ) 愛玩動物看護師法の全部施行は、令和4年5月 1日付けとされた。
- (ウ) 国家試験及び予備試験は、特例として施行日の 属する年(令和4年)においては行わないことがで きることとされている(附則第7条)が、第1回国 家試験は令和5年2月末~3月頃に実施する予定と されている.

3 本会等における今後の取組

(1) 主務省庁による診療補助業務の範囲の提示

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会における検討内容については、2の(3)「愛玩動物看護師による診療補助業務の範囲」のウ「検討会における基本的な考え方」において、愛玩動物看護師の診療補助業務の具体的な例が提示された。今後、これらを参考に主に農林水産省において診療補助業務の範囲について検討されるものと見込まれる。

一方, 獣医師法第17条の規定に基づく獣医師の独占業務としての診療行為については,「『診療』とは, 飼育動物の疾病の診察, 治療が中心となるものの, 必ずしもそれに限らず, 獣医師の獣医学的判断及び技術をもってするのでなければ, 飼育動物に危害を及ぼし, 又は危害を及ぼすおそれのある一切の行為を意味するものと解されるが, 具体的な事例については, 個々について一般の社会通念に照らして判断されるべきものであろう.」と解説されており(「獣医師法・獣医療法の解説」農林水産省畜産局監修, 平成5年3月31日初版発行), 具体的な診療業務の範囲について公式に提示されたものはない. 公文書により診療行為の範囲が例示されたものとしては,「獣医学生の臨床実習における獣医師法第17条の適用について」(平成22年6月30日付け農林水産省消費・安全

局畜水産安全管理課長通知)の(別紙2)「臨床実習において獣医学生に許容される診療行為の例示」が存在するのみである

このため、愛玩動物看護師による診療補助業務の範囲についても、公式に提示されるのではなく、2の(3)のウの(ア)の具体的な例を参考に、個々について一般の社会通念に照らして判断されることになるのではないかと考えられる。

(2) 愛玩動物看護師の積極的な雇用の促進

愛玩動物看護師が国家資格者としてチーム獣医療に貢献するためには、小動物臨床現場において愛玩動物看護師が積極的に雇用され、その知識や技術を十分に発揮できる環境の整備が必要である。そのためには、小動物診療獣医師に対し、愛玩動物看護師法に基づく制度への理解を深めるとともに、国家資格者としての愛玩動物看護師の積極的な雇用及び処遇改善を促す必要がある。その手法の一つとして、(6)で後述するような獣医療の高度化と一次診療施設と二次診療施設との役割分担と連携協力、愛玩動物看護師の診療補助、看護、動物愛護・適正飼養等の知識・技能をフル活用した地域包括ケア獣医療サービスの展開等に積極的に取り組み、小動物獣医療業務の一層の多角化・活性化を図っていく必要がある。

(3) 小動物診療施設等における安定的な診療供給体制の維持

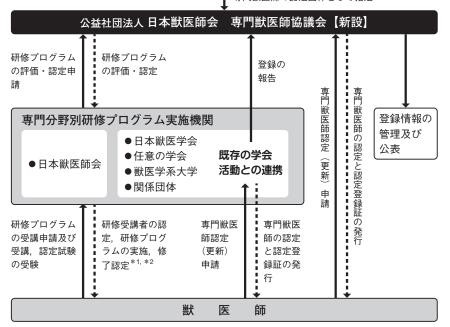
一般財団法人動物看護師統一認定機構,一般社団法人日本動物看護職協会等の関係団体と連携し、国家試験の受験資格に関する本法施行後5年間の経過期間中において、現職にある認定動物看護師やその他のスタッフが講習会の受講や国家試験の受験に円滑に対応できるよう、雇用者である獣医師、地方獣医師会及び本会が積極的に支援し、国家資格の取得を促進する必要がある。また、その間においても、診療業務に混乱・支障をきたすことのないよう、国家資格未取得者が行うことができる業務を確保することも含め、診療業務の円滑な実施を確保して行かなければならない。

(4) 関係団体等との連携・協力体制の強化

本会は、1の(1)「日本獣医師会の活動経過」に記載したとおり、30年以上にわたり愛玩動物看護師法の制定、一般財団法人動物看護師統一認定機構の設立及び業務実施体制の確立への協力、一般社団法人日本動物看護職協会の設立及び事業運営の支援、動物看護師教育機関等における教育環境の改善への支援等を積極的に行ってきた。今後は愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関・指定登録機関、国家資格者である愛玩動物看護師を組織する団体、国家試験受験資格を付与する教育機

農林水産省

専門獣医師の認定団体として指定



- *1: 臨床診療技術に関する研修項目は、獣医学系大学の診療施設、 農林水産大臣の指定する卒後臨床研修施設等で実施。
- *2: 学会・研修会等への参加実績管理は獣医師生涯研修システムを活用.

公益社団法人 日本獣医師会 専門獣医師協議会(仮称)

○構 成

①日本獣医師会,日本獣医学会, 任意の学会等で構成.

○役割

- ①専門獣医師認定を行う専門**分野** の検討及び指定
- ②専門分野別研修プログラムの評 価・認定・管理
- ③専門獣医師の認定登録及び管理 (更新手続含)
- ○その他
 - ①事務局: 公益社団法人 日本獣医師会

○準備・検討事項

- ①専門獣医師認定を行う専門分野
- ②専門分野別研修プログラムの募 集・評価・認定のあり方
- ③制度の周知・広報

【検討にあたり留意すべき事項】

- 獣医療法第 17 条における獣医療広告制限を一部緩和し,一定の基準を満たす団体が認定した専門獣医師であることを広告可とすること.
- 令和12年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針(令和2年5月)」において、「獣医師会が中心となって、獣医師の専門性を認定する仕組みの構築及び獣医療広告のあり方について検討を進める.」と規定.

図1 専門獣医師協議会の設置と専門獣医師認定・登録の仕組み (案)

関等として、従来にも増して業務運営の適正化が求められることから、本会もこれらの機関との連携・協力体制を一層強化していく必要がある.

(5) 国家資格を持たない動物看護職等の呼称の検討

愛玩動物看護師等の名称の使用制限に伴い,国家資格を持たないスタッフについて,小動物臨床現場や飼い主に混乱を招かない新たな呼称を検討する必要がある.動物保健師,動物保健衛生師,獣医療補助職,獣医療スタッフ,動物健康管理士等,種々の呼称が想定されるが,主務省庁,関係団体等との調整を含め,本会の小動物臨床委員会等で検討し提案していく予定である.

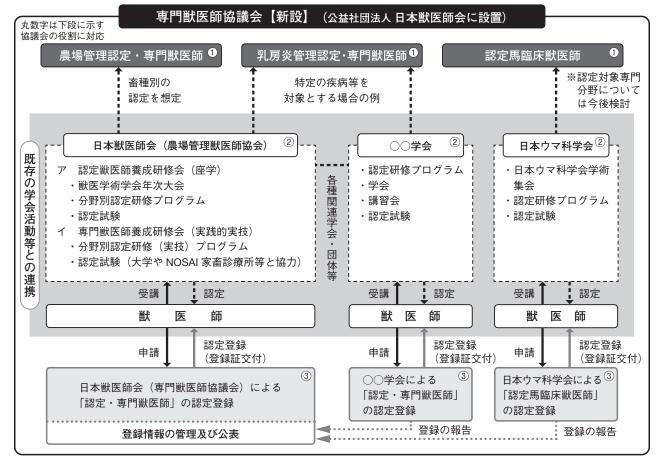
(6) 獣医師, 愛玩動物看護師等の連携による高度獣医療提供体制の構築

愛玩動物看護師の診療補助業務が法的に確立されれば, 獣医師との役割分担と連携の下で, 高度かつ多様なチーム獣医療提供体制の構築が期待される. その具体化

の一環として、日常の健康管理や早期受診など総合的な 獣医療を提供する「かかりつけ病院」と、専門的かつ高 度な獣医療を提供する「二次診療施設」との連携体制の 構築についても、早急に取り組む必要がある.

また、愛玩動物看護師等との役割分担と連携により、動物介在医療の推進、高齢飼育者の支援や地域コミュニティーの再構築による飼育協力体制の確立にも貢献できるものと期待している.

その具体的な対応事例として、獣医療分野における専門獣医師制度の確立と、獣医療法第17条における獣医療広告制限の緩和により、一定の基準を満たす団体が認定した専門獣医師について広告を可能とする取り組みがある。その具体的な仕組みを図1「専門獣医師協議会の設置と専門獣医師認定・登録の仕組み(案)」及び図2「『認定・専門獣医師』を広告制限の特例とするための仕組み(産業動物分野におけるイメージ例)」に示した。日本獣医師会内に、本会、公益社団法人日本獣医学会、任意の学会等で構成する専門獣医師協議会を設置し、



獣医療法に基づく広告制限の特例措置を受けるために専門獣医師協議会が果たす役割

- ① 広告可能な専門分野(資格名)の検討及び指定
- ② 専門分野別研修プログラムの評価及び認定(既存の学会等における研修等を活用)
- ③ 認定・専門獣医師の認定登録及び管理

図2 「認定・専門獣医師」を広告制限の特例とするための仕組み (産業動物分野におけるイメージ例)

i 専門獣医師認定を行う専門分野の検討及び指定. ii 専門分野別研修プログラムの評価・認定・管理, iii 専門獣医師の認定登録の管理 (更新手続を含む.) を行う. その際, 既に任意の学会等が実施している研修 及び専門獣医師の任意資格の認定は従前のとおり当該任 意の学会等が実施することとし、専門獣医師協議会は当 該研修プログラムの評価・認定及び学会等による任意資 格の登録情報の管理及び公表を行うこととしている。図 2は産業動物分野の例を示しているが、日本獣医師会に よる小動物分野の取組例として例えば「地域獣医療認定 獣医師(地域包括ケア対応小動物開業獣医師)」,「V-MAT 認定獣医師」等についての専門獣医師研修プログ ラムの実施及び専門獣医師資格の認定を行い. 当該専門 獣医師資格の広告が可能となるように検討を進める予定 である. これらの研修プログラムには愛玩動物看護師も 参加して知識・技術を修得するとともに、獣医師との役 割分担と連携の下でチーム獣医療提供体制を構築し、高 齢の飼い主が飼育する愛玩動物の地域包括ケア活動や災 害時の V-MAT 活動において活躍していただくことが

期待される.

4 動物愛護管理法等関係法令との一体的運用による事業の発展

令和元年6月に成立したもう一つの新制度として,動物愛護管理法の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化が実現し、令和4年6月1日に施行される。マイクロチップに関する一連の事業は、獣医師によるマイクロチップの装着と装着証明書の交付から始まり、新規登録、犬・猫の販売に伴う登録変更と続き、まさに獣医師及び獣医師会が一貫して制度を担っていくことになる。このマイクロチップの装着は診療補助業務として愛玩動物看護師も実施可能とされている。さらに、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札もマイクロチップで代替できることとされたことから、マイクロチップで代替できることとされたことから、マイクロチップ装着・登録事業と狂犬病予防事業の一体的なワンストップサービス化が実現できることとなり、マイクロチップ登録事業の法制度化を契機に、狂犬病予防事業全体の市町村からの一括受託の推進が一層有効になる。

いずれにしても、これらの取組みは本会が指定登録機 関となって迅速かつ適正に登録事務を推進することが前 提であり、会員構成獣医師、地方獣医師会及び本会の強 固な連携の下に、個人情報の保護を含めた円滑な情報の 登録・管理業務の実施体制を早急に構築する必要があ る. そしてこれらの取組は、国民全体の利益向上を目的 に適正に実施されなければならないが、併せて獣医師会 組織の基盤強化にも大きく寄与することも期待されると ころである.